

やさしさあふれる 人権文化の息づくまち・京都

～京都市人権文化推進計画【概要版】～

(計画年度：平成27(2015)～平成36(2024)年度)



京都のまちは、これまでからみんなが協力して、人権問題の解決に向けて取り組んできました。その成果をもっと大きくするために、「ひとりひとりが、互いに認め合い、つながりを持ち、支え合いながら、安心安全に、笑顔で楽しく暮らし、働き、学び、観光できる、やさしさあふれる、おもてなしのまち」、そんな「人権文化の息づくまち・京都」を、みんなの力を合わせてつくっていきます。

第1章 基本的な考え方

❖ 第1章では、計画が目指すものや進め方などを掲げています。

新しい項目

どんなまちにしていけるの…

計画の目標～10年後の目指す姿

10年後に次のような世の中を目指します。

- ・市民や企業などが、家庭、地域、職場において行動している。
- ・ひとりひとりが可能性を伸ばし能力を発揮できるよう、お互いを認め、つながりを持ち、支え合っている。
- ・人権に関わる問題が起きたときに、安心して相談ができ、助けを受けられる。

どうやって進めていくの…

基本方針

- 1 市民と協働して、まちに人権文化を根付かせ、人権侵害を許さない土壌づくりを進めます。
- 2 京都市では、常に人権の視点から点検をしながら、仕事を進めます。
- 3 世の中の変化に注意しながら、状況に応じた取組を進めます。
- 4 役所の縦割りをなくし、関係する部局が力を合わせながら進めます。

第2章 各重要課題について

❖ 第2章では、それぞれの課題と今後の施策の在り方を掲げるとともに、計画の本冊では、人権に関わる課題が生じた場合の相談先を紹介しています。

人権に関してどんな課題があるの…

重要課題	施策の方向性
女性と男性が互いに人権を尊重し支え合うまちづくり	「雇用における男女の均等な機会と待遇の確保」、「家庭生活における男女共同参画」などの取組を進めるほか、「DV対策の強化」を重点分野として位置付けて積極的な取組を進めていきます。
子どもを共に育む社会づくり	「子どもを共に育む京都市民憲章」や「京都市いじめの防止等に関する条例」に基づく取組、「子育てに生きがいを感じられる家庭・職場・地域社会づくり」、「児童虐待対策の推進」などの取組を進め、更に充実を図ります。
高齢者の人権尊重と支え合う健康長寿のまちづくり	高齢者の尊厳が保たれ、高齢者ひとりひとりが、自らの意思に基づき、住み慣れた地域で、いきいきと健やかに暮らせる「健康長寿のまち京都」をみんなで作ります。
障害者の人権尊重と互いに支え合うまちづくり	障害のある人への理解促進や権利擁護の推進、社会参加できる環境づくり、相談支援体制の強化等を進め、障害のある人もない人も、全ての人々が違いを認め合い、つながりを持ち、支え合うまちづくりを推進します。
ひとりひとりの人権が大切にされる同和問題の解決のための取組	人を「生まれ」や住んでいる地域を理由として差別する行為を許さない社会づくりを目指して、市民との協働により、人権意識の高揚に向けた人権教育・啓発の取組を進めます。
多文化が息づくまちづくりと外国籍市民等の人権尊重	外国籍市民をはじめとする多様な文化的背景を持つ人を含めた全ての人々が笑顔で楽しく暮らし、働き、学び、また、知識や能力をいかして地域社会で活躍することにより、あらゆる市民がより豊かな生活を送れ、来訪者が安心して観光できるまちづくりを進めます。
安心して働き続けられる職場づくり 新規	働く意思のある人が、その能力を十分発揮でき、安心して働くことができ、また、仕事や家庭生活、社会貢献などにおいても、生きがいと充実感を得て人生が送れる職場の環境づくりを働き掛けます。
感染症患者等の人権尊重	「正しい知識と感染症患者等の人権擁護のための普及啓発及び教育の推進」などの取組を進め、HIV陽性者等の感染症患者に対する偏見・差別のない「共に生きる社会」の実現を目指します。
犯罪被害者等の人権尊重 新規	犯罪被害者やその家族又は遺族が元の平穏な生活を取り戻すため、社会全体でしっかりと支え、また、犯罪被害者の置かれている状況を理解し、全ての市民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指します。
ホームレスの人権尊重と自立支援	「総合的な支援」、「自立支援施策の推進」、「居宅生活を継続させるための支援と地域社会における理解」などの取組を進め、「ホームレス自らの意思で安定した生活を営めること」を目標に取組を進めます。
高度情報化社会における人権尊重 新規	安心してインターネットを利用するための環境づくりに取り組むとともに、個人のプライバシーの重要性、情報の収集・発信における責任やモラルについての正しい理解と認識を広げるための取組を進めます。
様々な課題 LGBT(※)等の性的少数者 ／刑を終えて出所した人／アイヌの人々／婚外子／東日本大震災等に起因する人権問題	社会情勢の変化等に伴い、人権に関する様々な課題が見受けられるようになってきており、今後とも積極的に教育・啓発活動を推進するとともに、共に将来に目を向けて歩んでいける社会を目指して取り組みます。

※ L (レズビアン・女性同性愛者)、G (ゲイ・男性同性愛者)、B (バイセクシュアル・両性愛者)、T (トランスジェンダー・性同一性障害を含む体と心の性が一致しない人) の頭文字を並べた言葉

第3章 人権施策の推進

❖ 第3章では、人権に関する施策を3つに分類し、それぞれ重点的に取り組むことを掲げています。

具体的に何をしていくの…

人権に関わる施策について、「教育・啓発」「保障」「相談・救済」の3つの面から取り組みます。

1 教育・啓発

市民ひとりひとりが、自分や周りの人の人権の大切さを知り、人権文化をつくっていくために、人権教育・啓発の取組を市民、企業、関係機関・団体などと協力して、対象に応じて、きめ細かく効果的に進めていきます。

(1) 人権教育

家庭教育

「京都はぐくみ憲章」の実践や取組等を通じて、大人も子どもも人権感覚を高めることができる家庭教育の推進を図ります。

学校などでの人権教育

人権の大切さを理解し、人権尊重を規範とした日常の行動がとれる子どもたちの育成に努めます。

社会教育

人権問題を社会全体の問題として、全ての人々の人権を尊重する機運づくりを図ります。

(2) 人権啓発

市民への啓発

人権に対する関心を持ってもらえるよう、「広報」に重点的に取り組みます。そのうえで、「学習機会の提供」や、市民の「自主的な取組の支援」に重点を移します。

企業・団体等への啓発 新しい項目

企業などには、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現やハラスメント（嫌がらせ、いじめ）防止など、人権の視点からの取組が期待されています。頑張って取り組む企業等への支援を進めます。

京都は「学生のまち」です。学生や大学への情報提供、学生の取組への支援も行っていきます。

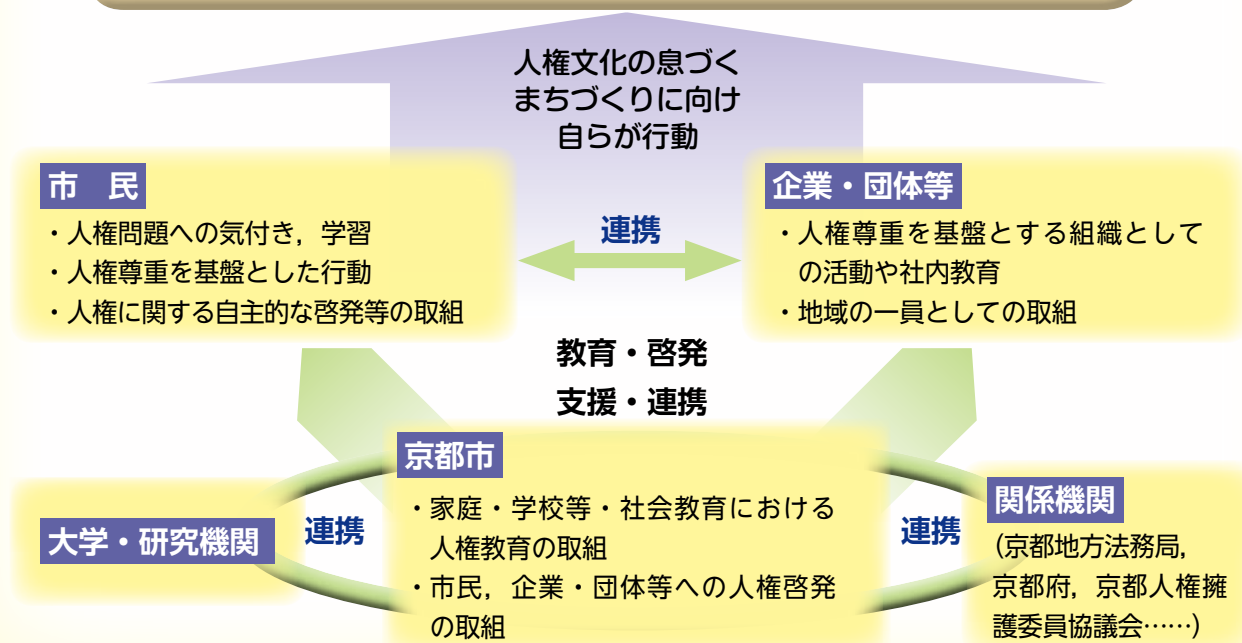
具体的な取組例

- ・ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）を活用した情報の発信
- ・企業・団体等を顕彰する制度の創設

人権教育・啓発の取組推進のイメージ

ひとがつながり みんなでつくる

やさしさあふれる 人権文化の息づくまち・京都



2 保障

虐待や差別、社会参加を阻まれているなど、人権侵害を受けている人や人権が侵されやすい人々の状況を改善していくための「人権保障」の取組を進めます。具体的な取組は、それぞれの各重要課題における分野別計画等の取組に基づいて進めます。

3 相談・救済

市民が、人権上の問題が起きたときに、適切な機関・窓口で相談ができるよう、相談体制を充実させます。また、その周知と関係機関によるネットワークを強化し、窓口が十分に使われ、スムーズな相談・救済が行われるよう努めます。

- 各種の相談に応えられる体制の充実
- 相談・救済に関わる関係機関等による連携の充実
- 人権擁護委員活動との連携 **新しい項目**
- 相談機関等に関する情報の周知

相談や調査などを行う人権擁護委員の活動を広く市民に知ってもらうとともに、活動が更に充実されるよう京都地方法務局と連携を図ります。

第4章 計画の推進

❖ 第4章では、計画の推進体制や進行管理などを掲げています。

計画の内容を市役所内の「人権文化推進会議」を中心に関係部局で協力して進めます。併せて国、京都府などの行政機関や企業、NPOなどとも連携していきます。また、毎年、事業の計画書と報告書を作成し、外部の視点からの点検を行う「京都市人権文化推進懇話会」において評価をしていただきます。

計画について詳しくは、計画本冊をご覧ください。

京都市人権文化推進課で配布している冊子



京都市人権文化推進計画



人権総合情報誌
きょう☆COLOR

人権の旬な話題を満載。5月と12月に発行。

人権に関する相談窓口をまとめています。



京都市人権相談マップ

※人権文化推進課のホームページにも掲載しています。 京都市人権文化 で検索してください。

京都市人権文化推進計画（概要版） 平成27年2月

発行：京都市文化市民局市民生活部人権文化推進課

〒604-8091 京都市中京区寺町通御池下る下本能寺前町500-1 中信御池ビル6階

TEL 075-366-0322 FAX 075-366-0139



京都市印刷物第263202号